

■ 個人と法人との違い

個人と法人とでは、立ち上げ時に差がありますので、どのような違いがあるのか確認してください。

項目	個人	法人（株式会社等）
開業手続き	簡単で税務署等に開業届を届けるだけです	法務局に法人登記手続きが必要です。
費用	無料	登記料
仕事の内容	どんな仕事でも決まりはありません。変更も制限はありません。	仕事の内容は定款で規定し、その変更は定款の変更登記手続きが必要です。
信用	一般的に大手企業や官公庁と付き合うには弱い。	一般的に信用力があり、大手企業との取引がしやすくなります。また金融機関との取引も個人よりも有利です。更に採用面でも有利に働きます。
経費処理	白色、青色申告で行うことができ、帳簿や決算資料が容易です。	会計原則に伴う帳簿処理や、決算の作成が必要です。
事業責任	事業を行うすべての責任を担っており、代表者個人のすべての財産をもって弁済する必要がある。 <無限責任>	会社に出資された資金の額の範囲内で責任を負います。ただ、代表者は個人保証をしているので、かなりの責任を負うことが多い。 <有限責任>
社会保険等	国民健康保険、国民年金、国民年金基金等に入ることができる。	政府管掌の健康保険組合に、或は厚生年金に入ることができる。
事業主の報酬	事業として得られた利益が報酬となる。	役員報酬として規定した報酬が給与となり、経費になる。